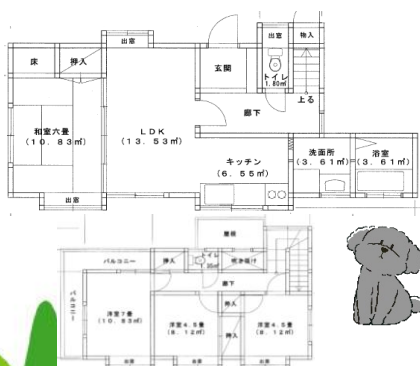


ごあいさつ

私たちは、医療法人社団永誠会として、歯科医療、住宅型有料老人ホームの運営をはじめ、訪問介護や通所介護といった介護サービスの事業を行ってまいりました。2018年4月介護部門を独立させ、株式会社永誠会として新たなスタートを切りました。「利用者様一人ひとりの、その人らしい生き方を尊重しながら生活して頂けるよう、きめ細やかなお世話をさせていただく」その志を引き継ぎながら株式会社永誠会として、介護の専門家として利用者の方に寄り添い充実したサービスを実現してまいりました。障がい者の方に安心してその人らしい住まいの場を提供致します。

株式会社永誠会
代表取締役社長 永野智子

室内の様子・平面図



連絡先・アクセス



〒861-8039
熊本市東区八反田3丁目22-51
バス停「御嶺」徒歩5分
<永誠会本部>
〒861-8037
熊本市東区长嶺西2丁目9-21



☎ 096-273-8440
📞 080-8554-7351
FAX 096-285-6006
<http://karin-eiseikai.com/>

あなたらしい、
1人ひとりの毎日に
よりそいます

かりん
グループホーム花梨
(介護サービス包括型)
事業所No.: 4320102272



サニーハイツ





設備内容

- 各居室（洋室 4.5 畳 2 部屋、7 畳）
（和室 6 畳 1 部屋）
エアコン・収納・部屋の鍵
防災カーテン・温湿度計
- Wi-fi
- 電磁調理器・ポット・レンジ
- 温水便座
- 入居者用冷蔵庫（共同）
- 消火器・火災警報機・誘導灯



永誠会について



永誠会はくるみんマーク認定企業です。
くるみんマークは「子育てサポート企業」とし

て、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。株式会社永誠会は、一般事業主行動計画を策定し「くるみんマーク」の取得事業所ですので、育児と仕事の両立のために休暇が必要な場合など、お休みが優先的に取れるよう配慮しています。



「ユースエール認定企業」に認定されました！

「ユースエール認定企業」とは・・・「若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業」を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定した企業です。



1日の流れ（例）

6:30 起床・身支度支援
7:00 朝食・服薬支援
8:00 通勤・通所

↓

休日の昼間は思い思いに過ごします。
昼食は買い物支援も行います。

17:00 帰宅・洗濯・入浴
18:00 夕食
19:00 入浴
自由時間
服薬・相談支援

22:00 各部屋に戻り就寝
（夜間帯は3時間おきに巡視）



サービス内容

- ・共同生活援助計画の作成
- ・利用者に対する相談
- ・食事の提供・家事支援
- ・健康管理・服薬管理
- ・金銭管理の援助
- ・余暇活動支援
- ・緊急時の対応
- ・日中活動の場等との連絡・調整
- ・財産管理等の日常生活に必要な援助
- ・夜間における支援
- ・体験利用における支援
- ・地域交流



利用料金

<4.5 畳>2 階洋室

家賃 : 18,400 円
食費 : 22,500 円 (30 日)
(1 食あたり朝食 300 円・夕食 450 円)
水道光熱費 : 10,000 円
日用品費 : 5,000 円
合計 : 55,900 円

<6 畳>1 階和室

家賃 : 24,500 円
※食費・水道光熱費・日用品費同額
合計 : 62,000 円

<7 畳>2 階洋室

家賃 : 28,700 円
※食費・水道光熱費・日用品費同額
合計 : 66,200 円

※その他所得により利用料がかかる場合があります。



スタッフの体制

- 管理者・サービス管理責任者（1 名）
- 世話人（3 名以上）
- 生活支援員（1 名以上）
- 看護職員（1 名）
- 夜間支援者（3 名以上）



※わおん1号2号3号住居含む

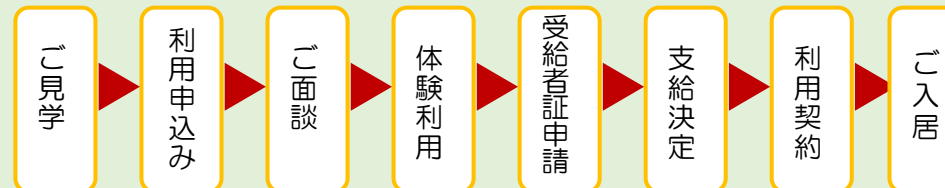
共同生活援助（介護サービス包括型）とは？

主として、夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供します。
介護サービス包括型とは、事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行うサービスを言います。

ご利用いただける方

18 歳以上、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等が対象です。なお、身体障害者にあつては、65 歳未満の方又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。

ご利用までの手続き（例）



注）必ずしもこの通りとは限りません。詳しくはお尋ね下さい。